

(参考)

2019年12月19日
日 本 銀 行

ETF貸付制度の導入について

1. 導入の趣旨

- 本年4月の金融政策決定会合において決定された方針に従い、ETF市場の流動性の向上を図る観点から、日本銀行が保有するETFを市場参加者に一時的に貸し付けることを可能とする制度を導入する。

2. 制度の概要

(1) 貸付対象銘柄

- 保有ETF全銘柄のうち、日本銀行が適当と認めたものとする。

(2) 貸付対象先

- 当預取引先のうち、ETF市場の主要参加者として日本銀行が選定した先とする。
- 貸付対象先は、年1回の頻度で見直す。

(3) 貸付方式

- 日本銀行が保有するETFを、信託財産として管理する受託者を通じて貸し付ける方式とする。

(4) 貸付期間

- 1年以内とする。なお、契約上は、予め返済期限を設けず双方が随時返済を求め得る扱いとする。

(5) 貸付利率

- 利率入札方式または固定利率方式により決定する。

(6) 貸付日等

- 貸付日、貸付金額、貸付先等は、貸付けのつど決定する。
- 実施頻度については、日次で、貸付対象先からの希望に応じて随時実施する。ただし、当初は、制度の習熟を図る観点から、一定の間隔を空けて実施する。

(7) 担保

- 時価に掛目を乗じた金額の担保金を受託者に差し入れさせる。
- 担保金には、政策金利残高に適用される利率を付す。

3. 今後の予定

- 本制度は、認可取得を条件とし、認可取得日以降の別に定める日から実施する予定。

<制度のイメージ>



以 上